

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

◇規則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
◇告示 生活保護法による医療機関の指定

国民健康保険法第四十九条の規定により登録を取り消したことにより国民健康保険医でなくなつたもの
国民健康保険法第四十八条の規定により同法第三十七条の規定による申出の受理を取り消したことにより療養取扱機関でなくなつたもの
健康保険法第四十三条ノ十二の規定により指定を取り消したことにより保険医療機関でなくなつたもの
健康保険法第四十三条ノ十三の規定により登録を取り消したことにより保険医でなくなつたもの

昭和四十二年産米穀の政府に売り渡すべき時期
解除予定の保安林

鳥獣保護区の設定

土地細目の公告の申請

風俗営業等取締法による聴聞の実施

製菓衛生師試験の実施

◇公告 昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号中訂正

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の1の(三)ただし書中「六日以降」の下に「(これによりがたい場合であつて、被害の状態等によりやむを得ない事情があると認められるときは、四日以降)」を加える。

別表第一の三の3中「次の額」の下に「(二)について、これによりがたい場合であつて、被害の状態等によりやむを得ない事情があると認められるときは、(二)の額を加算した額)」を加える。

別表第一の三の3の(二)の次に(三)として次のように加える。

(三) 加算額

区分	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上
加算額	二五〇円	五〇〇円	五〇〇円	七五〇円	七五〇円	一一二五円

別表第一の六の3中「三〇、〇〇〇円以内」の下に「(これによりがたい場合であつて、被害の状態等によりやむを得ない事情があると認められるときは、四〇、〇〇〇円以内)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第六百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十二年十月十八日	井崎胃腸科外科 医 院	鳥取市湖山町 三八五の三	胃腸科、 外科	井崎成彦

鳥取県告示第六百七十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十九条の規定により登録を取り消したことに、国民健康保険医でなくなったものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 登録の記号及び番号

窪 田 哲 男 鳥 国 医 一 昭和四十二年十月二十三日

鳥取県告示第六百七十三号

国民健康保険法（昭和二十三年法律第九十二号）第四十八条の規定により同法第三十七条の規定による申出の受理を取り消したことに、療養

取扱機関でなくなったものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称 所 在 地 申出の受理の取消しの年月日
勝部診療所 気高郡青谷町大字紙屋 昭四十二年十月二十三日
六一四

鳥取県告示第六百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十二の規定により指定を取り消したことに、国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	指定の取消しの年月日
勝部診療所	気高郡青谷町紙屋六一四	昭和四十二年十月二十三日

鳥取県告示第六百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十三の規定により登録を取り消したことに、国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 登録の記号及び番号 登録の取消しの年月日

窪 田 哲 男 鳥 医 一 昭和四十二年十月二十三日

鳥取県告示第六百七十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十二年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和四十三年二月二十九日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の二九七、一七五七の七四八

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七四〇

(一) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(二) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百七十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字山王谷(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字小林谷五五〇の一、字家ノ後一四八の二、

字家ノ向一三四、一三七、一四六の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(二) 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

(三) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字家ノ向一四六の二、字ツムギ二の六、四の

二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(二) 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

(三) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市栗尾字家ノ下北平三九九の八(次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(二) 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課並びに三朝町役場及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百八十号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八條ノ二第

一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したから、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第十八条の規定により告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 一 朗

名称	区 域	存続期間及び面積
郡家鳥獣保護区	八頭郡郡家町堀越部落地内の県道谷郡家線と国道二十九号の交差点を基点とし、同基点から国道二十九号を南方に進み、農道西御門線に至り、同農道を北東方に進み同農道の終点に至り、同終点から、郡家町花原部落に通ずる山道を北東方に進み、郡家町花原部落に至り、同部落から町道大坪花原線を北方に進み、県道谷郡家線に至り、同県道を西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域のうち水田を除いた地域	昭和四十七年十月三十一日まで 五百二十一ヘクタール
日光池鳥獣保護区	気高郡気高町日光部落地内の国道九号と町道日光下坂本線の交差点を基点とし、同基点から、町道日光下坂本線を南西方に進み、上所部落に至り、同部落から越路谷部落に通ずる山すその部落道を北西方に進み、越路谷部落に至り、同部落から町道新田下坂本線を北方に進み、新田条部落に至り、同部落から国道九号を西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十二年十一月一日から 昭和四十五年十月三十一日まで 四十九ヘクタール

三朝鳥獸保護区

東伯郡三朝町三朝部落地内の県道三朝高原線の起点を基点とし、同基点から県道鳥取鹿野線を東方に進み、梶宮小鹿第二発電所を経て、同発電用送水鉄管にそつて進み、同送水管が地下トンネルにはいる箇所から、尾山の頂上に向かつて東方に進み、尾山の頂上に至り、同所から三朝町余戸部落と三朝町砂原部落の境界線を南方に進み、町道井土高原線に至り、同所から、三朝ゴルフ場境界線にそつて西方に進み、町道吉尾高原線に至り、同町道を西方に進み町道粟谷線に至り、同町道を北方に進み、三朝町横手部落に至り、同部落から横手橋を経て県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域

昭和四十二年十一月一日から昭和五十二年十月三十一日まで
二百七十ヘクタール

鳥取県告示第六百八十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十一条第一項の規定に基づき建設大臣から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目

岩美郡福部村大字細川字上屋敷三六三ノ七 宅地

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十六号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県公安委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年十一月十四日 午前九時三十分から

米子市糶町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市長砂町一九 辛 菊子

境港市栄町一四二 飯 田 定子

公 告

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

昭和42年10月31日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

00000

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (2) 製菓衛生師法の施行の際(昭和41年12月26日)現に菓子製造業に従事している者(学校教育法第47条に規定する者を除く。)で、菓子製造業に従事した期間が、3年をこえるもの
- (3) 次のアからキまでに該当する者で、菓子製造業に2年以上従事したもの
 - ア 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者及び旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を修了した者
 - イ 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
 - ウ 旧盲学校及聾啞学校令(大正12年勅令第375号)によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
 - エ 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校専常科の第2学年を修了した者
 - オ 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校の普通科の課程を修了した者
 - カ 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程(昭和18年文部省令第63号)第1条から第3条まで及び第7条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の2年の課程を終わった者又は第3号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者
 - キ 厚生大臣において指定養成施設の入所に関し国民学校の高等科を

終了した者又は中等学校の2年の課程を終わった者とおおむね同等の学力を有すると認定した者

- 2 試験の日時
昭和42年11月19日 午前9時
- 3 試験の場所
 - (1) 鳥取、郡家、浜村の各保健所管内の受験者
鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂
 - (2) 倉吉保健所管内の受験者
倉吉市上井 倉吉市立河北中学校
 - (3) 米子、根雨の各保健所管内の受験者
米子市勝田町 鳥取県立米子東高等学校
 - (4) 県外に居住する受験者
上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場
- 4 試験科目
 - (1) 衛生法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 食品学
 - (4) 食品衛生学
 - (5) 栄養学
 - (6) 製菓理論及び実技
- 5 受験手続
 - (1) 提出先
 - ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課

(2) 提出書類

- ア 受験願書 (様式第1号によること。) ただし、県外の居住者にあつては受験願書の余白に受験希望地を記載すること。
- イ 菓子製造業従事証明書 (様式第2号によること。)
- ウ 履歴書 (特に菓子製造業務に関する経歴を詳細に記入すること。)
- エ 受験資格を有することを証する書類
- オ 写真
- (3) 提出期間
昭和42年11月1日から昭和42年11月9日まで。ただし、郵送の場合には提出期間内の日付けの消印のあるものに限りに有効とする。
- 6 受験手数料及びその納付方法
(1) 受験手数料 2,000円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。
- 7 携行品 筆記用具
- 8 その他
(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。
(2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

様式第1号

製菓衛生師試験受験願書

欄 はりつけ 収入証紙

年 月 日

鳥取県知事

殿

本籍

住所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

氏 名 (印)

年 月 日生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添附すること。
(1) 履歴書
(2) 法第5条又は法附則第2項に該当することを証する書類 (菓子製造業に従事したことを証する書類は、別に定める様式によること。)
- (3) 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)

様子第2号 菓子製造業従事証明書

1 従事者 本籍

住所

氏名

年 月 日生

2 従事した期間

年 月 日から 年 月 日まで
年 月間

3 菓子製造業に従事した施設の名称並びに所在地並びに当該施設に係る製造業の営業の許可年月日及び許可番号（廃業している場合は、廃業当時の営業の許可年月日及び許可番号）

4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業に従事したことを証明します。

年 月 日

証明者

㊟

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

正 誤

鳥取県団体管土地改良事業助成条例施行規則（昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
一 下 終わりから八 規定 規程

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】